

東京都公害紛争処理条例（昭和四十五年東京都条例第四百十九号）新旧対照表

改正案

現行

第一条から第五条まで  
（現行のとおり）  
（手数料）

第一条から第五条まで  
（略）  
（手数料）

第六条 審査会若しくは知事に対し調停の申請若しくは法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者又は審査会に対し仲裁の申請をする者は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請をした者又は当該調停の手続への参加の申立てをした者からされた仲裁の申請にあつては、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額）の手数料を納めなければならない。

第六条 審査会若しくは知事に対し調停の申請若しくは法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者又は審査会に対し仲裁の申請をする者は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	上 欄	下 欄
一	（現行のとおり）	（現行のとおり）
二	（現行のとおり）	（現行のとおり）
三	（現行のとおり）	（現行のとおり）

項	上 欄	下 欄
一	（略）	（略）
二	（略）	（略）
三	（略）	（略）

2及び3 （現行のとおり）  
第七条及び第八条 （現行のとおり）

2及び3 （略）  
第七条及び第八条 （略）